■ 給与計算システムをご利用のユーザー様へのお知らせになります。

■ 令和2年3月分(4月納付分)からの健康保険料について

☆令和2年3月(4月納付分)からの健康保険料について

令和2年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分(4月納付分)からの適用となります。 都道府県別の保険料率は全国健康保険協会(協会けんぽ)のサイトでご確認ください。 都道府県別の保険料率は、3月分の保険料(一般の被保険者については4月納付分)からとなります。

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/r02/r2ryougakuhyou3gatukara/

この例では東京都の計算をしています。お手数ですが全額から折半額の計算をお願いします。 全国健康保険協会(協会けんぽ)のサイトからお住まいの都道府県の健康保険の保険料率を確認してください。

健康保険料 介護保険なし 全額 9.87% 折半額 4.935% 健康保険料 介護保険あり 全額 11.66% 折半額 5.830%

※ 介護保険第2号被保険者で、40歳から64歳までの方は健康保険料率に介護保険料率が加わります。

4.935% 5.830 % 今和2年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表 ・健康保険料率:令和2年3月分~適用 ・厚生年金保険料率:平成29年9月分~適用 ・介護保険料率:令和2年3月分~適用 ・子ども・子育て拠出金率:平成31年4月分~適用 (単位:円)										
				Ê	≧国健康保険協会	会管掌健康保険	4	厚生年金保険料때	厚生年金基金加入員を除く)	
標準報酬 報酬 報酬月額		介護保険第 <mark>2号被保険者 介護保険第 に該当しない場合 に該当</mark>		2号被保険者 する場合 一般、坑内員・船員		內員·船員				
车級	日 宛			9.87%		11.0	11.66%		18.300%※	
-75 VIIX	寺椒 月 祖			全額	折半額	全額	折半額	全 額	折半額	
		円以上	円未満							
1	58,000	~	63,000	5,724.6	2,862.3	6,762.8	3,381.4			
2	68,000	<u>63,000</u> ~	73,000	6,711.6	3,355.8	7,928.8	3,964.4			
$\frac{3}{4(1)}$	78,000	73,000 ~ 83,000 ~	93,000	7,098.0	3,849.3	9,094.8	4,047.4	16 104 00	8 052 00	
5(2)	98,000	93.000 ~	101.000	9.672.6	4,836.3	11,426.8	5.713.4	17,934.00	8,967.00	
6(3)	104,000	101,000 ~	107,000	10,264.8	5,132.4	12,126.4	6,063.2	19,032.00	9,516.00	
7(4)	110,000	107,000 ~	114,000	10,857.0	5,428.5	12,826.0	6,413.0	20,130.00	10,065.00	
8(5)	118,000	114,000 ~	122,000	11,646.6	5,823.3	13,758.8	6,879.4	21,594.00	10,797.00	
9(6)	126,000	122,000 ~	130,000	12,436.2	6,218.1	14,691.6	7,345.8	23,058.00	11,529.00	
10(7)	134,000	130,000 ~	138,000	13,225.8	6,612.9	15,624.4	7,812.2	24,522.00	12,261.00	
11(8)	142,000	138,000 ~	146,000	14,015.4	7,007.7	16,55/.2	8,2/8.6	25,986.00	12,993.00	
12(9) 13(10)	160,000	140,000 ~	165,000	14,805.0	7,402.5	19,656.0	0,745.0	21,450.00	14 640 00	
14(11)	170.000	165.000 ~	175.000	16,779.0	8.389.5	19.822.0	9,928.0	31,110,00	15.555.00	

1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。



2 「健康保険・厚生年金」タブに移動して保険料率を変更します。

- 3 「介護保険に該当しない」の保険料率を「0.049350」に変更して下さい。
- 4 「介護保険に該当する」の保険料率を「0.058300」に変更して下さい。
- ※ 東京都の変更例ですのでご注意ください。お住いの都道府県により保険料率が違ってきます。

給与支払者・計算設定・保険料率データの登録	×
年度 令和2年 ▼	
給与支払者のデータ 給与・賞与計算の設定 健康保険・厚生年金 雇用保険料率	
健康保険料率(従業員負担分)	
介護保険に該当しない 0.049350 ☆ 町 道府県ごとに違う	
↑ 護保険に該当する 0.058300 0.058300 0.1を入力して下さい。	
厚生年金保険料率 0.091500	
厚生年金基金の保険料率 0.000000	
▶ 円未満端数を切り捨て処理する。	
日未満端数を切り捨て処理しない場合には、法律により	
50歳地へ下で90.97音に、 50歳11温以上で90.9 上げ処理します。	
 K キャンセル 	

5 「編集」メニューから「従業員・社会保険」をクリックします。



6 「計算実行」ボタンをクリックしての個人負担分と介護保険分の健康保険料を変更します。



≪ご注意≫

標準報酬月額を入力していないと、健康保険料と厚生年金保険料の再計算はされません。

「計算実行」ボタンから役員と従業員の方の健康保険料を変更した場合は、 「令和2年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表」で確認して下さい。

■ 給与明細書の介護保険料を表示しない場合の設定

1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択して「給与・賞与計算の設定」から「給与明細書に介護 保険料を表示する」のチェックを外します。

給与支払者・計算設定・保険料率データの登録	×
年度 令和2年 ▼	
給与支払者のデータ 総写・賞与計算の設定 健康保険・厚生年金 雇用保険料率	_
甲欄の源泉徴収税額の 計算 ● 源泉徴収税額表の参照 ○ 電子計算機の特例計算	
□ 給与明細書に介護保険料を表示する。 変更	
□ 給与と賞与の全額を現金で支給する。	
☞ 勤務時間データで小数点以下 2 桁を使用する。	
小数点2桁を使用する場合は給与明細書の桁数の書式も変更して下さい。	
甲欄の源泉徴収税額の電子計算機の特例計算への変更はPRO版で対応します。電子計 算機の特例計算と源泉徴収税額表では所得税額に差額が発生します。	
O K キャンセル	

2 「計算実行」ボタンをクリックしての個人負担分の健康保険料を変更します。

従業員の住所氏名・社会保険料データの入力 ×								
整理番号 1	名佐藤	—ġ\$	データ検索					
従業員の住所氏名データ 社会	除解験料の算定基礎届							
被保険者報酬月額算定基礎届		適用年月 9	健康保険と厚生年金の計算をします。					
金銭(通貨)の額	現物の額	合計	計算実行					
4月 0	0	0						
5月 0	0	0	- 40歳から84歳までで介護					
6月 0	0	0	保険適用有					
	総計	0						
	平均額	0	□年齢70歳以上で厚生年金 が不要					
支払基礎日数が17日未満の	修正平均額	0						
場合は金銭の額を0円にし て計算して下さい。	遡及支払額		昇降給月 0					
	中国の住まげる田口である							
はちちたなまにはな	↑奈←毕¥枚町川月 御月	個人資理力	ク「護体を見力」 [延康体を見計]					
(化則の)(建康)(米)東	170 千円	9,911	0 9,911					
征則の厚生年金	170	15,555						
決定後の健康保険	0 千円	0	0 0					
決定後の厚生年金	0	0						
 決定額10月の健康保険と厚生年金保 給与支払者データ登録から「給与明 険より適用されます。 知者に介護保険を表示する」に 9月から適用する場合は給与明細書に 査接入力して下さい。 おいのののののののののののののののののののののののののののののののののののの								
データの変更は保存または移動ボタンで確定します。								
最初前へ次へ	最後		保存 キャンセル					

≪ご注意≫

「健康保険料」を「個人負担分」と 「介護保険分」に区分して表示する には、「開始」メニューの「給与の 支払者データ登録」から「給与・賞 与計算の設定」タブの「給与明細書 に介護保険料を表示する」にチェッ クを付けてください。

平成29年9月分(10月納付分)からの厚生年金保険料について

☆平成 29 年 9 月分(10 月納付分)からの厚生年金保険料について

厚生年金保険の保険料率が、平成29年9月分(10月納付分)から引き上げられて18.3%で固定されています。 改定された厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月分(10月納付分)からの厚生年金保険料を計算する際の基 礎となります。

厚生年金保険料 一般 全額 18.300 折半額 9.150

「平成 29 年 9 月分(10 月納付分)からの厚生年金保険料額表」は、下記の日本年金機構のサイトでご確認ください。 http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-gaku/gakuhyo/20170822.html

(単位:円)

○平成29年9月分(10月納付分)からの厚生年金保険料額表

					一般・坑四	り員・船員		
標	準 報 酬	報	西州	月額	(厚生年金基金	加入員を除く)		
				них	額	折		
等級	月額				18.300%	9.150%		
		円以上		円禾満				
	88,000		~	93,000	16,104.00	8,052.00		
2	98,000	93,0	\sim 000	101,000	17,934.00	8,967.00		
4	110,000	101,0	$\frac{100}{100}$ \sim	114 000	20 130 00	9,516.00		
5	118,000	114.0	100 ~	122.000	21.594.00	10,797.00		
6	126,000	122,0	000 \sim	130,000	23,058.00	11,529.00		
7	134,000	130,0	$000 \sim$	138,000	24,522.00	12,261.00		
8	142,000	138,0	\sim 000	146,000	25,986.00	12,993.00		
9	150,000	146,0	\sim 000	155,000	27,450.00	13,725.00		
11	170,000	165 0	$\frac{100}{100}$ \sim	175 000	29,280.00	14,640.00		
12	180,000	175.0	100 ~	185,000	32,940,00	16,470.00		
13	190,000	185.0	100 ~	195,000	34.770.00	17,385.00		
14	200,000	195,0	000 \sim	210,000	36,600.00	18,300.00		
15	220,000	210,0	\sim 000	230,000	40,260.00	20,130.00		
16	240,000	230,0	\sim 000	250,000	43,920.00	21,960.00		
17	260,000	250,0		270,000	47,580.00	23,790.00		
10	280,000	2/0,0	\sim 000 \sim	290,000	51,240.00	25,620.00		
20	320,000	310 0	100 ~	330,000	58 560 00	29,280,00		
21	340,000	330.0	100 ~	350,000	62,220.00	31,110.00		
22	360,000	350,0	000 \sim	370,000	65,880.00	32,940.00		
23	380,000	370,0	$000 \sim$	395,000	69,540.00	34,770.00		
24	410,000	395,0	\sim 000	425,000	75,030.00	37,515.00		
25	440,000	425,0		455,000	80,520.00	40,260.00		
26	470,000	455,0	\sim	485,000	86,010.00	43,005.00		
28	530,000	515.0	$\frac{100}{100}$ \sim	545,000	96,990,00	48 495 00		
29	560,000	545.0	100 ~	575.000	102,480.00	51,240.00		
30	590,000	575,0	000 \sim	605,000	107,970.00	53,985.00		
31	620,000	605,0	$000 \sim$		113,460.00	56,730.00		
0	厚生年金保険料 一般・坑内員 子ども・子育て ※子ども・子	 率(平成29年) ・船員の被保険 拠出金率 ²育て拠出金に 	9月1日~ 後者等 ·0.23% ついては ^{II}	・ 適用) …18.300% (平成29年4月1日〜 事業主が全額負担する	(厚生年金基金加入員 … 13 適用) うこととなります。	.300%~15.900%)		
● 平 ● 初 ① 〔 ② 〔	 平成29年9月分(10月納付分)から、一般の被保険者と坑内員・船員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。 被保険者負担分(厚生年金保険料額表の折半額)に円未満の端数がある場合 ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。 ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。 (注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。 							
● ¥	● 納入告知書の保険料額について 納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、その合算した金額に 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。							
● j	賞与に係る保険料について 賞与に係る保険料は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額 になります。また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は1ヶ月あたり 150万円が上限となります。							

1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。

給与計算·年末調整	×
データ・ファイル処理	
給与の支払者データ登録	クリック 告データの作成
手当・控除・勤務データ	編集データの削除
支給年月日のデータ登録	ファイルへの保存
市区町村区分データ登録	ファイルから読込
退職者データの個別削除	前年分データ読込
個人・法人番号の全削除	ファイル読取保護
パスワードの解除	キャンセル

2 「健康保険・厚生年金」タブに移動して保険料率を確認します。

給与支払者・計算設定・保険料率データの登録	\times
年度 令和2年 ▼	
給与支払者のデータ 給与・賞与計算の設定 健康保険・厚生年金 雇用保険料率	
健康保険料率(従業員賃担分)	
介護保険に該当しない 0.049350 します。	
介護保険に該当する 0.058300 会けんぱのサイトの保険料率の2000 かの1を入力して下さい。	
厚生年金保険料率 0.091500 確認	
厚生年金基金の保険料率 0.000000	
▶ 円未満端数を切り捨て処理する。	
円未満端数を切り捨て処理しない場合には、法律により 50銕以下で切り捨て、50銕1厘以上で切り上げ処理します。	
0 K キャンセノ	ı

- 3「厚生年金保険料率」の 保険料率が「0.091500」に なっているのを確認します。
- ※ 厚生年金は全国一律の 保険料率になっています。

令和2年4月分からの雇用保険料について

☆令和2年4月分からの雇用保険料について

令和2年4月1日からの雇用保険料率は、令和元年度と同じで変更がありません。

厚生労働省の「令和2年度の雇用保険料率」のサイトです。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html

令和2(2020)年4月1日から令和3(2021)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりになります。

一般の事業	雇用保険料率	9/1000	従業員負担 3/1000	事業主負担	6/1000
農林水産・清酒製造事業	雇用保険料率	11/1000	従業員負担 4/1000	事業主負担	7/1000
建設の事業	雇用保険料率	12/1000	従業員負担 4/1000	事業主負担	8/1000

令和2(2020)年4月1日から令和3(2021)年3月31日までの雇用保険料率は下表のとおりとなります。

令和2年度の雇用保険料率

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(元年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(元年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(元年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

※ 厚生労働省のホームページより

(枠内の下段は令和元年度の雇用保険料率)

☆令和2年4月分からの高年齢労働者に係る雇用保険料の免除措置の終了について

平成 29 年から 65 歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として平成 29 年 1 月 1 日 から令和 2 年 3 月 31 日までの間は、一定の高年齢労働者に関する雇用保険料は免除されていました。

令和2年4月1日からは、この措置が終了するため、それまで雇用保険料が免除されていた高年齢労働者について も、他の雇用保険の被保険者である労働者と同様に雇用保険料の納付が必要となります。 ■ 雇用保険料のシステムの確認手順について

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。
- 2 「雇用保険料率」タブに移動して雇用保険料率を確認します。 「一般の事業」と「農林・水産・清酒業 土木・建設業」のチェックが間違っていないかを確認してください。
- 3 「一般の事業」の雇用保険料率は「0.003000」、 「農林・水産・清酒業」の雇用保険料率は「0.004000」 「土木・建設業」の雇用保険料率は「0.004000」になります。

給与支払者・計算設定・保険料率データの登録	×
年度 令和2年 ▼	
給与支払者のデータ 給与・賞与計算の設定 健康保険・厚生年金 雇用保険料率	
雇用保険の 区分 ● 一般の事業所 ◎ 農林・水産・清酒業 土木・建設業	
雇用保険料率(従業員負担分)	
一般の事業所 0.003000 (1000)	
農林・水産・清酒業 0.004000	
土木・建設業 0.004000	
▶ 円未満端数を切り捨て処理する。	
円未満端数を切り捨て処理しない場合には、法律により 50銭以 下で切り捨て、50銭1厘以上で切り上げ処理します。	
○ K キャンセル	

≪ご注意≫

給与明細書の「雇用保険料」ボタンをクリックしないと、雇用保険料の計算はされません。

「給与明細書」の雇用保険料を再計算する場合に、「雇用保険料」ボタンを利用すると改正後の雇用保険料率で計算 されますので注意してください。